省　令

○法務省令第八号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十四日

法務大臣　岩城　光英

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表大牟田手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条の二第一項及び第二十八条第四項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の六第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　長期養成課程の指導員養成訓練に、研究能力及び高度の専門性が求められる職業訓練に関し適切に指導することができる能力を培うことを目的とする職業能力開発研究学域を置き、職業能力開発研究学域に数個の専攻を置くこと。

第三十六条の六第二項にただし書として次のように加える。

ただし、職業能力開発研究学域における訓練を行う場合の訓練期間については、この限りでない。

第三十九条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者であつて、長期養成課程の職業能力開発研究学域において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者

別表第八第一号に次のように加える。

3　職業能力開発研究学域においては、2に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練の教科ごとに適切な科目を追加することとする。

別表第八第三号中「対象とする訓練」の下に「（職業能力開発研究学域における訓練を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十条第一項の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十四日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（分割証明情報の申請）

第二条　承継法人は、分割証明情報の提供を求めるときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　分割計画書又は分割契約書の写し

二　分割に係る事項を記載した申請者の登記事項証明書

三　分割により一般送配電事業を承継した法人又は分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般送配電事業を営むものが、当該分割の後に小売電気事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）のいずれも営まないことを約する書面

3　前二項の規定は、改正法附則第十条第三項において読み替えて準用する同条第一項の分割証明情報の提供を求める場合に準用する。

（分割証明情報の提供）

第三条　経済産業大臣は、前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による求めを受けた場合において、分割証明情報を提供することが適当と認めるときは、様式第二による分割証明情報を申請者に提供するものとする。

附　則

この省令は、改正法附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

様式第一（第二条関係）

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

分割証明情報の提供の申請について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「法」という。）附則第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、分割証明情報の提供を受けたいので、申請します。

記

・分割年月日

年　　月　　日

・法附則第10条第1項の兼業者

住　所

名　称

・法附則第10条第1項の承継法人

住　所

名　称

様式第二（第三条関係）

番　　号

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

分割証明情報の提供について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「法」という。）附則第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく平成　　年　　月　　日付け　　の申請内容に係る会社分割については、当該分割により一般送配電事業若しくは送電事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般送配電事業若しくは送電事業を営むものが、当該分割の後に小売電気事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）のいずれも営まない場合であると認められたので、法附則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり、会社分割が行われたことを証明する。